

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年11月29日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
 同 鍋 嶋 明 人  
 同 綾 田 福 雄  
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 契約事務について</p> <p>(ア) 産業廃棄物処理委託業務について、履行確認者の氏名等の記載のないものがあった。（丸亀病院）</p> <p>(イ) 非常用発電設備点検業務委託について、仕様書を作成して、具体的な委託業務内容を明確にする必要がある。また、契約書の作成を省略する場合は、原則として契約に必要な事項を明らかにした請書を徴する必要がある。（がん検診センター）</p> <p>(ウ) 請求書、納品書及び見積書の日付が誤って記載されており、請求者に訂正を求める必要があった。（がん検診センター）</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>時間外勤務手当の支給について、勤務時間の積算に誤りがあったので、追給する必要がある。</p> <p>また、休日勤務手当を支給対象時間外に支給しているものがあったので、追給又は返納の必要がある。（中央病院）</p> <p>ウ 収入について</p> <p>(ア) 現金取扱員から引継ぎを受けた現金について、現金受払簿が作成されていなかった。（県立病院）</p>	<p>ア 契約事務について</p> <p>(ア) 指摘後、履行確認者の氏名等を記載済みである。</p> <p>(イ) 今後は、履行内容を明確にする仕様書を作成する。本契約については、会計規則に定められているとおり、同仕様書を添付した請書を徴する。</p> <p>(ウ) 納品確認の際に厳重にチェックする。</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>平成23年7月21日に追給及び返納処理済みである。</p> <p>ウ 収入について</p> <p>(ア) 指摘後、現金受払簿を作成済みである。</p>

	<p>課)</p> <p>(イ) 室料差額収入の調定について、実際の収入額に影響はなかったものの、調定伺の数字に誤りがあった。(中央病院)</p> <p>(ウ) 医業未収金について、5か月間督促状の発行が行われていなかった。(丸亀病院)</p> <p>エ 郵便切手について 郵便切手受払簿について、平成22年度分全てに企業出納員等の押印がなかった。(白鳥病院)</p>	<p>(イ) 誤りのあった月の調定伺に正しい数値を記載した書類を添付しておくことで対応した。</p> <p>(ウ) 平成22年度分については、6月中に督促状を発行済みである。</p> <p>エ 郵便切手について 指摘後、郵便切手受払簿に企業出納員等の印を押印済みである。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 女性看護師用看護衣以外の貸与被服について、事務処理の効率化と経費節減のため、県立病院課で一括して入札を行うよう検討する必要がある。(県立病院課)</p> <p>イ 病院局における支出負担行為の統一様式の作成について、検討する必要がある。(県立病院課)</p> <p>ウ 時間外診療費に係る預り金の残高が増加しているため、返還方法等、対策を検討する必要がある。(中央病院)</p>	<p>ア 県立病院課において一括購入可能かどうか検討する。</p> <p>イ 各病院の実情を踏まえて検討する。</p> <p>ウ 預り金の返還方法について、通知文書内容及び連絡時期の早期化など検討する。</p>